

事例番号：230053

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

経産婦。妊娠39週3日、前日の夜から陣痛様の痛みを自覚し、多量の出血を主訴に受診した。胎児心拍数陣痛図では60拍/分の持続性徐脈が認められた。超音波断層法の所見等から常位胎盤早期剥離が疑われ、受診から42分後に、帝王切開により児を娩出した。

羊水に胎便の混入がみられたが、混濁はみられなかった。胎盤には血塊の付着がわずかにみられたが、その他の異常所見はなかった。胎盤の病理組織学検査は行われなかった。

児の在胎週数は39週3日で、体重は3100g台であった。アプガースコアは、1分後0点、5分後4点で、臍帯動脈血ガス分析値は、pHが6.98、BEが-22.5mmol/L（出生直後に採取した検体に気泡が混入していたため同一検体で再度測定された値）であった。出生時、児の心拍は聴取出来ず、胸骨圧迫、酸素投与下の人工呼吸、ボスミン（アドレナリン・強心薬）の臍帯静脈内投与、気管挿管等による蘇生が行われ、出生約2時間後に、NICUを有する医療機関へ搬送となった。生後13日目の頭部CT検査では、重症仮死による重度の低酸素性虚血性障害として矛盾しない所見であった。

本事例は、診療所における事例であり、産婦人科専門医2名と助産師2名、

准看護師 2 名が関わった。

## 2. 脳性麻痺発症の原因

本事例の脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎盤循環障害、そのために生じた低酸素虚血状態が持続したことであると考えられる。常位胎盤早期剥離発症の原因は不明である。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

妊産婦からの電話連絡に対する当該分娩機関の対応は一般的である。妊産婦が来院後、常位胎盤早期剥離を疑い直ちに帝王切開を決定したことは医学的妥当性があり、帝王切開決定から児娩出までの一連の対応は適確である。重症新生児仮死であれば、児の状態を正確に評価し、高次医療機関への新生児搬送は速やかに行なわれるべきであり、新生児搬送を決定するまでに時間を要したことは医学的妥当性がない。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 胎盤病理組織学検査について

本事例のように常位胎盤早期剥離が認められた事例や、胎児付属物異常、あるいは感染が疑われる事例などの場合は、総合的な所見から原因究明を行う一助として、胎盤病理組織学検査が勧められる。

#### (2) 新生児蘇生法について

重症新生児仮死が認められた児については、迅速な新生児搬送が必要であることから、新生児搬送の要否を適確に判断し、必要時は迅速に搬送が行われるよう検討が望まれる。また、分娩に関わるスタッフすべて

が新生児蘇生法に沿った手順とその手技を、確実に行えるよう習熟し、日頃より研鑽を積むことが望まれる。

### (3) 臍帯動脈血の検体採取方法について

出生時の臍帯動脈血液ガスのpH値は、胎内における胎児酸素化状態の最良の指標とされているが、本事例では、検体に気泡が混入した可能性があると考えられ、有効な値ではなかった。採血手技、採血から検査までの検体の保存状態、測定手技などについて、再検討することが勧められる。

## 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

特になし。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

### (1) 学会・職能団体に対して

#### ア. 常位胎盤早期剥離の診断に関する研究の推進について

常位胎盤早期剥離の予防や早期診断方法などの研究を推進することが望まれる。また、子宮内に血腫を形成するものと外出血が主となるものとは、常位胎盤早期剥離にみられる臨床所見が異なるため、診断基準の更なる検討が望まれる。

#### イ. 保健指導および患者教育の充実について

早産低出生体重児や正期産正常分娩後の脳性麻痺は明らかに減少している一方、常位胎盤早期剥離による児死亡や脳性麻痺の減少はみられず、周産期管理上の大きな問題となっている。常位胎盤早期剥離については、妊婦自身がいかに早期に異常を疑うかが、児のみならず母体の予後にも大きく影響すると考える。異常を感じた時には、かかりつ

け医になるべく早期に相談する必要があるが、初期症状の一つである下腹痛と陣痛は区別が難しいことも少なくない。したがって、妊婦健診や母親学級などにおいて、注意すべき症状や兆候とそれらの対応について指導・教育することは重要であり、妊婦への教育や指導のためのガイドライン等の作成の検討が望まれる。

また、常位胎盤早期剥離では、児の救命が困難であったり、救命しても脳性麻痺になる危険性があるという現状を広く国民に知らせ、その可能性が疑われた場合には早急に受診するよう、広報活動などを通じた啓発が望まれる。

## **(2) 国・地方自治体に対して**

常位胎盤早期剥離の予防、早期診断に関する研究、啓発運動を財政的に支援することが望まれる。